

松浦市議会委員会傍聴に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、委員会の円滑かつ適正な運営を図るため、他に別段の定めがあるものを除き、松浦市議会委員会条例（平成18年条例第195号）第19条の規定に基づき、傍聴することができる場合の委員会の傍聴（以下「傍聴」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の対象委員会)

第2条 傍聴の対象となる委員会は、常任委員会及び特別委員会とする。

(傍聴人の定員)

第3条 委員会を傍聴することができる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、6人とする。ただし、定員の範囲内において、委員長の指定する報道関係者を優先して傍聴人とするものとする。

2 前項の場合において、委員会開会前に、傍聴希望者の数が定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

3 委員会開会後に傍聴人の数が定員を満たさなくなったときは、定員に達するまで、先着順により傍聴することができる。

(傍聴の手続)

第4条 傍聴希望者は、委員会開催時刻の40分前から20分前までの間に当該委員会に係る傍聴の申請をしなければならない。ただし、委員長が傍聴に係る申請時間を別に定めた場合は、この限りでない。

(補則)

第5条 傍聴人は、傍聴席以外の場所に立ち入ってはならない。

2 委員会が休憩となった場合は、傍聴人は速やかに退室しなければならない。

3 傍聴人が自己の都合により退室した場合は、再度の入室は認めない。ただし、委員長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

4 この要領に定めのない事項については、松浦市議会傍聴規則（平成18年議会規則第2号）の規定を準用する。

附則 この要領は、平成21年第2回定例会の委員会から適用する。